

令和2年度実施施策に係る事前分析表

令和2年11月
金融庁

目 次

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

- 施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 施策Ⅰ－３ 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・ 5

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタ
リングの実施・・ 7
- 施策Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・ 10

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

- 施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化・・・・・・・・・・ 14
- 施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施・・・・・・・・・・ 17
- 施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備・・・・・・・・ 20

(横断的施策)

- 1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 業務継続体制の確立と災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 その他の横断的施策・・ 27

(金融庁の行政運営・組織の改革)

- 1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 検査・監督の見直し・・ 32
- 3 金融行政を担う人材育成等・・ 33

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(施策I-1)

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|--------------|---|--|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 総務課国際室、リスク分析総括課、リスク分析総括課健全性基準室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室 監督局 総務課、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング(監督・検査)を実施する。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保が必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各行法の目的規定、各種監督指針 ・金融モニタリング有識者会議報告書(平成29年3月17日) ・金融検査・監督基本方針(平成30年6月29日) ・令和2事務年度証券モニタリング基本方針(令和2年8月4日) ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言(平成25年9月6日) ・G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日) ・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(以下「金融行政方針」)(令和2年8月31日)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要]金融行政方針に基づくマクロブルーデンスの取組</p> | <p>金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析することが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。</p> | | |
| <p>2 [主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施</p> | <p>金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>モニタリング担当部局(総合政策局リスク分析総括課、監督局等)が緊密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。</p> | | |
| <p>3 [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組</p> | <p>金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融機関の健全性を確保するためには、金融システムの潜在的リスクの分析や金融機関の株式・金利リスクの管理体制等の検証等を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を図ることが重要であることから、指標を設定した。</p> | | |
| <p>4 [主要]各業態の健全性指標</p> | <p>令和2年度各業態の比率の水準維持</p> | <p>令和2年度</p> | <p>当該指標は金融機関の健全性を示すものである。令和2年度も今年度の水準を維持すれば、健全性が確保されているとすることができるため、指標を設定した。</p> | | |

| | | | | |
|---|--|---|-------|---|
| 5 | 自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施 | 告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認 | 令和2年度 | 先進的なリスク計測手法の承認について、告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況について、実態を把握する必要があるため、指標を設定した。 |
| 6 | グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督 | 関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、グループ全体としての機動的なリスク管理・経営管理の高度化に向けたモニタリングを実施 | 令和2年度 | グローバルなシステム上重要な銀行等に対し、マクロプルーデンスの取り組みを踏まえ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。 |
| 7 | 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組 | 金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施 | 令和2年度 | 国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているのか、また、外部環境の変化に対して機動的に対応可能な経営管理・リスク管理が行われているか等との観点から、リスク管理及びリスクテイク戦略の高度化を促すため、指標を設定した。 |
| 8 | 大手証券会社グループに対する適切な監督 | ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施 | 令和2年度 | 大手証券会社グループについては、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮やグローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備に向けた取組みを促すことが重要であるため、指標を設定した。 |
| 9 | 国際的に活動する保険グループに対する適切な監督 | 関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施 | 令和2年度 | 国際的に活動する保険グループについては、海外子会社管理を含めたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|---|---------------|---------------|----------------|----------------|------------------------------------|---|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 金融機関等検査経費 | 215 (119) | 172 (147) | 166 (99) | 172 | 2 | 銀行法その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性及適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。 | - |
| (2) 金融検査に関する広報経費 | 1 (-) | 1 (-) | 0 (0) | 0 | 2 | 金融検査手法の向上や、金融検査に関する情報を周知・広報(パンフレット作成、翻訳等)するために使用する経費。 | 0001 |
| (3) モニタリング支援情報整備・活用経費 | 55 (57) | 79 (51) | 81 (53) | 61 | 2 | マイクロ/マクロ・ブルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。 | 0001 |
| (4) リスク計測参照モデル関係経費 | 22 (17) | 17 (17) | 17 (17) | 17 | 2 | 検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。 | 0001 |
| (5) デジタルフォレンジック関連システム経費 | 5 (5) | 5 (8) | 7 (5) | 6 | 2 | 検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。 | 0001 |
| (6) 検査等一般事務費 【再掲(施策Ⅲ-1)】 | - | - | - | - | 2 | 金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。 | - |
| (7) 自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費 | 4 (2) | 4 (1) | 3 (2) | 2 | 2 | 自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の採用を承認した金融機関及び承認を希望する金融機関からの報告内容の分析・検証等に必要な経費。 | 0001 |
| (8) データ分析を通じた企業に 対する金融面でのコロナ対応策の検討経費 | - | - | - | - | 2 | 大手調査会社から企業財務データや企業相関データ等を購入し、コロナ影響前と影響後における企業の財務状況の変化等について把握するため、高性能なワークステーションを設置・活用した分析を行うための経費(補正予算)。 | 新02-0004 |
| (9) 顧客本位の業務運営の確 立・定着に向けた調査に 必要な経費 | - | - (8) | - | 5 | 2 | 顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準等を把握し、金融機関に対するモニタリングや「見える化」に関する具体的な取組みに反映させていく。 | 0001 |
| 施策の予算額・執行額 | 302 (200) | 278 (224) | 274 (176) | 258 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)、G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日)、G20 サント ペテルブルク・サミット首脳宣言(平成25年9月6日) | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令2(施策I-2)

| | | | | | | | |
|---|--|---------------------------------|--|-------------------------|---------------------------------------|---|-------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p> | | | | <p>担当部局名</p> | <p>監督局 総務課監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課 総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言)、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針等</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p> | | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | | |
| <p>[主要] 1 国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備</p> | <p>関連告示等の整備、IAIS(保険監督者国際機構)から公表されたICSVer2.0(国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」)を踏まえた国内規制の検討</p> | <p>令和2年度</p> | <p>2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、我が国金融機関の健全性を適切に把握するための健全性規制を検討し、導入する必要があることから、指標を設定した。 また、保険会社については、IAISIによるICSVersion2.0の公表を踏まえ、今後、国内制度の検討及び整備に活かす必要があるため、指標を設定した。</p> | | | | |
| <p>[主要] 2 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避</p> | <p>金融システムの混乱の回避</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。</p> | | | | |
| <p>3 名寄せデータの精度</p> | <p>預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証</p> | <p>令和2年度</p> | <p>預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況を検証することが、預金取扱金融機関の名寄せデータの精度の維持・向上につながることから、指標を設定した。</p> | | | | |
| <p>事務事業に関連する予算等の項目</p> | <p>予算額計(執行額)</p> | | | <p>当初予算額</p> | <p>関連する指標</p> | <p>項目の概要等</p> | <p>令和2年行政事業レビュー事業番号</p> |
| <p>(1) 金融危機管理経費</p> | <p>29年度(百万円) 10 (-)</p> | <p>30年度(百万円) 10 (-)</p> | <p>令和元年度(百万円) 8 (-)</p> | <p>令和2年度(百万円) 8</p> | <p>2</p> | <p>預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。</p> | <p>0002</p> |
| <p>施策の予算額・執行額</p> | <p>10 (-)</p> | <p>10 (-)</p> | <p>8 (-)</p> | <p>8</p> | <p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>特になし。</p> | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令2(施策I-3)

| | | | | | |
|---|--|---------------------------|---|--------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | | | <p>担当部局名</p> | <p>監督局 総務課監督調査室、信用機構対応室、地域課題解決支援室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。</p> | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>コロナ禍が内外経済に基大な影響をもたらす中、金融機関において、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を適切に行っていく必要がある。 コロナ禍の状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組む必要がある。 コロナ禍等の影響により社会経済のあり方が変わるとともに、構造的に少子高齢化の進展や人口の減少などが進む中、金融機関は、企業や個人によるこうした変革への対応を主体的に支援し、自らのビジネスの見直しを進めることが必要である。 人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタル化の進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化している。金融機関は、こうした変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和2年8月31日)、金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)(令和元年9月9日公表)、経済財政運営と改革の基本方針2020(2年7月17日閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2019(元年6月21日閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)、新しい経済政策パッケージ(29年12月8日閣議決定)、未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定)、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(26年12月27日閣議決定)、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)、成長戦略2019(元年6月21日閣議決定)、未来投資戦略2018(30年6月15日閣議決定)、未来投資戦略2017(29年6月9日閣議決定)、日本再興戦略2016(28年6月2日閣議決定)、日本再興戦略 改訂2015(27年6月30日閣議決定)、等</p> |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | <p>目標値</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 貸出態度判断D. I.</p> | <p>18</p> | <p>前年同期(令和2年3月)の水準を維持</p> | <p>令和2年3月</p> <p>令和3年3月</p> <p>中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を把握するため、指標を設定した。</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>2 [主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進</p> | <p>金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進</p> | <p>令和2年度</p> | <p>地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタル化の進展など、大きく変化していることを踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築に向けて具体的なかつ有効な取組を促すため、指標を設定した。</p> | | |

| 3 | コロナ禍の影響を受けて改正した、金融機能強化法の活用申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 | 金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表 | 令和2年度 | 将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国が資本参加を行なう金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。 | | | | |
|---------------------|--|--|---------------|--|------------|----------------------------------|--|----------------|
| 4 | 経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」という。)及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則(以下「特則」という。)の融資慣行としての浸透・定着 | 経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進 | 令和2年度 | 経営者保証ガイドラインは、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則であり、特則は、経営者保証ガイドラインを補完するものとして、主たる債務者、保証人及び対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものである。経営者保証ガイドラインの積極的な活用により、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出されること、特則が広く活用されることにより、経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されるため、指標を設定した。 | | | | |
| 5 | 地域経済エコシステムの推進 | 地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献 | 令和2年度 | 地域の実態把握・地域の課題解決等を通じ、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献していくことは、地域銀行の持続可能なビジネスモデルに貢献していくこと、ひいては、地域経済が持続的に成長していくことに寄与していくものであるため、指標を設定した。 | | | | |
| 6 | 経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討 | 検討の推進 | 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症等の影響により社会経済のあり方が変わるとともに、構造的に少子高齢化の進展や人口の減少などが進む中、金融機関は、企業や個人によるこうした変革への対応を主体的に支援し、自らのビジネスの見直しを進めることが必要である。金融機関がこれらの課題に一層積極的に取り組むことのできる環境を整備し、もって金融機関が地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、銀行制度等のあり方の検討を推進することが重要であるため、指標を設定した。 | | | | |
| 事務事業に関連する 予算等の項目 | | 予算額計(執行額) | | | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | | | | 令和2年度 (百万円) |
| (1) | 関係機関等との連携強化に必要な経費 | 5 (5) | 5 (5) | 11 (11) | 11 | 2 | 地域企業の現状・産業構造などに関する幅広い情報収集とそれに基づく関係構築を目的に、金融庁職員を全国各地に派遣するための旅費 | — |
| (2) | 地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費 | 18 (16) | 18 (14) | 18 (13) | 18 | 2 | 地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮に係る取組について、企業側の認識・評価について、企業に対して、広くアンケートを実施。 | 0003 |
| (3) | 金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費 | 3 (1) | 3 (1) | 2 (1) | 1 | 2 | 融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融仲介を含むビジネスモデルのあり方について外部有識者に議論していただくため、会議を開催。 | 0003 |
| (4) | 金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要経費 | 15 (3) | 15 (0) | 12.5 (2.5) | 25 | 3 | 金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。 | 0003 |
| 施策の予算額・執行額 | | 41 (25) | 41 (20) | 43.5 (27.5) | 55 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(施策Ⅱ-1)

| | | | | | |
|--|---|--------------|--|--|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 総務課監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。 【根拠】 ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) ・消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) ・未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) ・未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—(30年6月15日閣議決定) ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(令和元年8月28日) ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(令和2年8月31日公表)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況</p> | <p>①金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践 ②「原則」の内容の充実</p> | <p>令和2年度</p> | <p>①金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、取組の「見える化」を促進することが重要であるため、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを策定・公表した金融事業者数を参考指標として選定した。 ②「原則」において、金融事業者は、各原則の趣旨・精神を踏まえて自主的に創意工夫することが求められているが、必ずしもその趣旨・精神を十分に咀嚼して実効性のある取組に繋げることができていない原則もあることを踏まえ、金融事業者における実践を支援していくため、「原則」によって求められる具体的な取組の内容の充実を指標として選定した。</p> | | |

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-------|---|
| 2 | [主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況 | ①NISA制度関連の税制改正要望提出 ② NISA制度の周知、広報活動の拡充 | 令和2年度 | NISA制度の普及促進に向けた取組について、施策の実施状況を直接的・定性的に評価するために、引き続き「NISA制度関連の制度改正要望提出」及び「NISA制度の周知、広報活動の拡充」を選定した。なお、平成30年1月よりつみたてNISAが導入されたことから、その利用動向の一端を示す口座開設数を参考指標として設定した。 |
| 3 | 利用者の利便を向上させるための取組状況 | ①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施(各金融機関に対するアンケート調査の公表等) ②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施 ③外国人の口座開設の円滑化が一層徹底されるよう、金融機関や外国人受入れ企業等に対する周知活動の実施、各金融機関の優良な取組事例を公表 | 令和2年度 | 金融サービス利用者の安全性・利便性がより一層図られるためには、金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。 |
| 4 | [主要] 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況 | 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施 | 令和2年度 | 効率的・効果的に金融経済教育を推進する観点から、最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みを測定指標として選定した。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|------------------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|------------|---------------------------------|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 国民の資産形成向上のための普及啓発関係経費 | 41 (45) | - | - | - | 2 | 投資教育のための経費 | 004 |
| (2) 金融経済教育推進のための有識者会議等運営経費 | 15 (15) | 12 (12) | - | - | 2 | 有識者会議の運営等経費 | 004 |
| (3) 金融税制調査等経費 | 11 (9) | 7 (9) | 8 (9) | 8 | 2 | 金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査等 | 004 |
| (4) NISAに関する広報等経費 | 13 (9) | 16 (13) | 9 (5) | 3 | 2 | NISA等に係る周知・広報 | 004 |
| (5) 多様なニーズに応じた資産形成を行うための広報活動に必要な経費 | - | - | - | - | 5 | ICTを活用したオンライン授業に係る経費 | 004 |
| (6) 職場つみたてNISAモデルケースに係る経費 | - | - | 13 (10) | - | 2 | 職場つみたてNISA導入のモデルケース作成等に係る経費 | 004 |

| | | | | | | | | |
|------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|------|---|---------------------|-----|
| (7) | 金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費 | 11 (5) | 11 (4) | 11 (9) | 11 | 5 | パンフレット等の作成・印刷・配布経費 | 005 |
| (8) | 金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費 | 4 (1) | 4 (1) | 4 (0) | 3 | 5 | シンポジウム等の開催経費 | 005 |
| (9) | 金融知識普及施策奨励経費 | 0.2 (0.1) | 0.2 (0.1) | 0.2 (0.1) | 0.2 | 5 | 金融知識普及功績者表彰に関する経費 | 005 |
| (10) | 金融経済教育の推進のための経費 | 5 (0.2) | 5 (4) | 5 (5) | 5 | 5 | 教材作成のための経費 | 005 |
| (11) | 金融経済教育推進のための調査研究等経費 | 2 (2) | 2 (0) | 2 (2) | 1 | 5 | 海外の取組状況を調査研究するための経費 | 005 |
| 施策の予算額・執行額 | | 90.2 (88.3) | 57.2 (43.1) | 52.2 (43.1) | 36.2 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) ・消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) ・未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) ・未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—(29年6月9日閣議決定) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) | | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令2(施策Ⅱ-2)

| | | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------|--------------------|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>監督局 総務課監督調査室、総務課、金融会社室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 総務課調査室、信用制度参事官室、金融トラブル解決制度推進室、企業開示課 総合政策局 総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課、フィンテック・モニタリング室 証券取引等監視委員会事務局 総務課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和2年8月31日) ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) ・多重債務問題改善プログラム(19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込み詐欺救済法、消費者基本計画(27年3月24日) ・顧客本位の業務運営に関する原則(29年3月30日) ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(31年4月19日閣議決定)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p> | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> | |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標値</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> |
| <p>[主要] 1 利用者保護のための制度整備の進捗状況</p> | <p>所要の政令・内閣府令等の整備等</p> | | <p>令和2年度</p> | | <p>引き続き、利用者保護に向けた制度整備を図ることが重要であるため。</p> |
| <p>[主要] 2 預金取扱金融機関における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う</p> | | <p>令和2年度</p> | | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |

| | | | |
|---|---|--------------|--|
| <p>[主要] 3 保険会社等における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 4 日本郵政グループにおける態勢整備</p> | <p>適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促していく</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られるためには、かんぽ生命等の業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングすることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 5 金融商品取引業者等における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 6 貸金業者における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>資金需要者等の保護が図られるためには、貸金業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 7 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備</p> | <p>改正資金決済法の施行に向けて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 8 無登録業者に対する適切な対応</p> | <p>無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>無登録業者による投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。</p> |

| | | | | | | |
|----|---|--|-----|-------|-------|--|
| 9 | 相談室相談員の研修受講状況 | 5回 | 元年度 | 5回 | 令和2年度 | 金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。 |
| 10 | 金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況 | 2回 | 元年度 | 2回 | 令和2年度 | 金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 23年2月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に1回程度のペースにて開催することについて合意された。 |
| 11 | 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況 | 多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う。 | | 令和2年度 | | 多重債務者などが多重債務相談窓口を確実に認知できるよう、効果的な周知・広報活動に努める必要があることから、測定指標として選定した。 |
| 12 | 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施 | 各財務局において実施。 | | 令和2年度 | | 各財務局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施を通じて、自治体の相談体制の強化を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 13 | ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況 | 連携強化に向けた取組を行う。 | | 令和2年度 | | 多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関が適切に連携することが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 14 | インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況 | インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う。 | | 令和2年度 | | インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組が重要であることから、そうした取組を促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。 |
| 15 | 不正利用口座への対応状況 | 金融機関において利用停止等の措置を実施。 | | 令和2年度 | | 振り込み詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 16 | 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況 | 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。 | | 令和2年度 | | 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、官民一体による返金制度の周知を徹底するとともに、被害者への返金状況等の把握を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 17 | 暗号資産交換業者における態勢整備 | 暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ対策の水準の向上を図るとともに、新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引について、リスクに応じた登録審査・モニタリングを行っていく。 | | 令和2年度 | | 法改正に伴い規制対象が拡大するなど、暗号資産を取り巻く環境は変化しており、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、暗号資産交換業における態勢整備が引き続き重要となっているため。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|--|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 貸金業務取扱主任者登録 に必要な経費 | 4 (3) | 11 (6) | 6 (4) | 4 | 6 | 貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。 | 0006 |
| (2) 貸金業者情報検索サー ビス運用経費 | 5 (4) | 4 (4) | 4 (4) | 4 | 6 | 金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。 | 0006 |
| (3) 検査等一般事務費 【再掲(施策Ⅲ-1)】 | - | - | - | - | 8 | 金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。 | - |
| (4) 証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費) 【再掲(施策Ⅲ-1)】 | - | - | - | - | 8 | 不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。 | - |
| (5) 金融サービス利用者相談 室職員に対し継続して研 修を実施 | 0.9 (0.3) | 0.7 (0.04) | 0.3 (0.04) | 0.03 | 9 | 金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。なお、経費については開発研修室で一括計上をしている。 | - |
| (6) 金融トラブル連絡調整協議 会等の開催 | 0.4 (0.2) | 0.4 (0.2) | 0.4 (0.2) | 0.4 | 10 | 金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 | 0007 |
| (7) 振り込め詐欺救済法に係 る業務に関する経費 | - | - | - | - | 16 | 振り込め詐欺救済法に係る制度の広報の実施。 | 0007 |
| (8) 改正貸金業法に係る制度・ 多重債務者対策に関する 広報経費 | 9 (7) | 19 (8) | 19 (17) | 22 | 11 | 多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びリーフレットの作成及び配布、インターネット広告の実施。 | 0007 |
| (9) 貸付自粛制度の推進に必 要な経費 | - | 9 (4) | 9 (3) | 9 | 6 | 国が取り組むギャンブル等依存症対策の一環として、日本貸金業協会が行う貸付自粛制度を活用し、ギャンブル等依存症患者が多重債務に陥らないよう未然に予防するためのもの。 | 0006 |
| 施策の予算額・執行額 | 19.3 (14.5) | 44.1 (22.2) | 38.7 (28.2) | 39.4 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(施策Ⅲ-1)

| | | | | | |
|---|--|--------------|--|---|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>証券取引等監視委員会事務局 総合政策局総務課審判手続室 監督局証券課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワードルッキングな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要な不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第56条の2、第177条、第187条、第210条等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)(令和2年1月24日公表) ・令和2事務年度 金融行政方針 コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く(令和2年8月31日公表)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 不安定な動きが見られる金融・資本市場における機動的な市場監視の実施</p> | <p>相場操縦等の不正行為や悪質な取引等への対応の実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不安定な動きが見られる金融・資本市場における相場操縦等の不正行為や悪質な取引等について、機動的な市場監視を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>2 [主要] フォワードルッキングな市場監視の実施</p> | <p>様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等によるフォワードルッキングな市場監視を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>3 [主要] 積極的・機動的な調査・検査の実施</p> | <p>多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた積極的・機動的な調査・検査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>4 [主要] 証券モニタリングの適切な実施</p> | <p>多様な投資者の保護の充実・強化</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、高齢者を含む多様な投資者の保護の充実・強化を図る観点から、証券モニタリングを着実に実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |

| | | | | |
|----|---|---|-------|--|
| 5 | [主要] 裁判所への申立てに係る 調査権限の積極的な活用 等 | 無登録業者による投資 家被害の拡大防止の ための調査権限の積 極的な活用及び関係 機関との連携強化 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、無登録業者による投資家被害の拡大防止のため、裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化が重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 6 | [主要] 複数の市場をまたぐ取引 の実態把握の実施 | 不正行為等の監視や 注文執行の状況等の 検証 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不正行為等の監視や各種取引における注文執行の状況等の検証を行う観点から、複数の市場をまたぐ取引の実態把握を進めることが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 7 | [主要] 重大で悪質な事案に対す る厳正な対処 | 関係機関とも連携の 上、的確な刑事告発等 の実施 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、重大で悪質な事案に対して、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 8 | [主要] 国内外の各機関等との連 携強化等の実施 | 市場規律の強化に向 けた国内外の各機関 等との連携強化及び 情報発信 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場規律の強化に向けて、国内外の各機関等との連携強化や国内外への情報発信を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 9 | [主要] 業務の継続的な点検等の 実施 | 事案の態様に応じた適 正な調査・検査を引き 続き実施 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から、業務の継続的な点検等に努めていくことが重要であることから、測定指標として選定した。 |
| 10 | [主要] デジタル化の一 層の活用推進及び人材 の育成 | デジタルフォレンジック 技術の向上及びシステ ムの高度化、幅広い視 点を持った人材の育成 | 令和2年度 | 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステムの高度化、幅広い視点を持った人材の育成が重要であることから、測定指標として選定した。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|-----------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|------------|--|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 証券取引等監視委員会一 般事務費 | 33 (27) | 33 (25) | 34 | 40 | 8 | ・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組や海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。 | - |
| (2) 証券取引等監視経費 (証券取引審査経費) | 2 (1) | 2 (1) | 2 | 2 | 2.6 | ・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。 | - |

| | | | | | | | | |
|------------|-------------------------|--------------|--------------|-----|-----|-----------------------------------|---|------|
| (3) | インターネット巡回監視システム運用経費 | 12 (12) | 13 (13) | 14 | 14 | 2 | ・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。 | 0008 |
| (4) | 情報収集・分析態勢強化経費 | 17 (14) | 17 (15) | 15 | 17 | 2 | ・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。 | 0008 |
| (5) | 証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費) | 42 (34) | 41 (38) | 41 | 41 | 1,3 | ・不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。 | - |
| (6) | 証券取引等監視経費 (犯則調査経費) | 48 (18) | 40 (22) | 40 | 39 | 7 | ・不公正取引や開示規制違反のうち重大で悪質なものに対する犯則調査を行うためのもの。 | - |
| (7) | デジタルフォレンジック関連システム運用経費 | 64 (56) | 61 (54) | 42 | 48 | 10 | ・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。 | 0008 |
| (8) | 検査等一般事務費 | 22 (14) | 22 (16) | 19 | 17 | 1,4,5 | ・金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。 | - |
| (9) | 市場監視総合システム整備経費 | | 115 (115) | 55 | 0 | 10 | ・市場監視業務の高度化・効率化を実現するための市場監視総合システムの導入に向け検討を進めるためのもの。 | 0008 |
| 施策の予算額・執行額 | | 240 (176) | 344 (299) | 262 | 218 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(施策Ⅲ-2)

| | | | | | |
|--|---|--------------|--|--|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFAR戦略企画室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定) ・「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定) ・「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定) ・令和2事務年度金融行政方針(令和2年8月31日) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月19日) ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(28年3月8日) ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(30年7月5日、令和元年9月3日) ・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書(31年1月22日)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日)を踏まえた取組の進捗状況</p> | <p>報告書を踏まえた必要な取組を実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえた取組を、企業が円滑に実施することができるように働きかけることが必要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>2 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況</p> | <p>ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>3 [主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上</p> | <p>国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進</p> | <p>令和2年度</p> | <p>企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p> | | |

| | | | | |
|---|--|--|-------|---|
| 4 | [主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況 | 会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化 | 令和2年度 | 適正な会計監査の確保のため、態勢整備に向けた取組を行う必要があることから、測定指標として選定した。 |
| 5 | [主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況 | 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施 | 令和2年度 | 適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な検査・監督を実施する必要があることから、測定指標として選定した。 |
| 6 | 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況 | 優秀な会計人材確保に向けた取組を実施 | 令和2年度 | 優秀な会計人材確保に向けて、公認会計士試験及び各種の広報活動を実施することが重要であると考えられることから、測定指標として選定した。 |
| 7 | 国際会計人材ネットワークの登録者数 | 国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進 | 令和2年度 | IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材育成等を目的とした国際会計人材ネットワークの登録者数の増加は、我が国の会計基準・会計監査の質の向上に資することから、測定指標として選定した。 |

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|------|------|-------|---------|-------|--|
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | |
| 8 | 100% | 令和元年度 | 99.9%以上 | 令和2年度 | 投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を測定指標として選定した。また、システムの安定運用に努めるため、目標とするサービスレベルを99.9%以上とした。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|-------------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-------|--|--------|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | | |
| (1) 有価証券報告書等電子開示システム経費(運用) | 517 (488) | 488 (488) | 494 (494) | 505 | 8 | 平成29年3月に稼働した第4世代EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。 | 0010 | |
| (2) 有価証券報告書等電子開示システム経費(開発) | 103 (76) | 71 (62) | 80 (47) | 729 | 8 | EDINETのシステム再構築及び企業内容等の開示に係る制度改正に伴うEDINETの改修等を行うもの。 | 0010 | |
| (3) 有価証券報告書等電子開示システム経費(開発・補正) | - | 178 (87) | - | - | 8 | EDINETにおける情報セキュリティ対策の向上のための改修を行うもの(補正予算)。 | 0010 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------|-----------------------------------|--|------|
| (4) 公認会計士試験実施経費 | 72 (58) | 73 (58) | 72 (64) | 67 | 6 | 公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。 | 0012 |
| (5) 企業財務諸制度調査等経費 | 23 (21) | 23 (22) | 23 (22) | 23 | 3 | 国際会計基準の議論に関する動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。 | 0011 |
| (6) 懲戒処分経費(参考人等旅費) | 0.2 (0) | 0.2 (0) | 0.2 (0) | 0.2 | 5 | 公認会計士・監査法人に懲戒処分等事由に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、対象の公認会計士・監査法人のほか、参考人等に出頭を求めることもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。 | - |
| (7) 課徴金制度関係経費 | 2 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 5 | 公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保障するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。 | 0009 |
| (8) 監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費 | 28 (13) | 32 (18) | 27 (21) | 22 | 4.5 | ・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費(職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費)。 | - |
| 施策の予算額・執行額 | 745.2 (656) | 866.2 (735) | 697.2 (648) | 1347.2 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定) ・「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定) ・「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定) | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(施策Ⅲ-3)

| | | | | | |
|--|--|--------------|--|---|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課 監督局 銀行第一課、証券課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>金融庁では、間接金融中心の金融仲介から直接金融も高い機能を発揮するシステムへの転換に向け、資本市場の見直しを継続的に進めてきた。しかし、実際の資金の流れには大きな変化が見られていない。我が国の資本市場における市場機能及び金融仲介機能の発揮状況の鳥瞰的な点検を行い、その機能・魅力の向上に向けて、投資家保護に配慮しつつ対応・検討を進めていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告(28年12月22日) ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(令和2年3月24日再改訂) ・「コーポレートガバナンス・コード」(30年6月1日改訂) ・「投資家と企業の対話ガイドライン」(30年6月1日) ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告(30年6月13日) ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(31年4月24日) ・「成長戦略実行計画」(2年7月17日 閣議決定) ・「規制改革実施計画」(2年7月17日 閣議決定) ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(2年8月31日) | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況</p> | <p>企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスのあり方について検討を行う。</p> | <p>令和2年度</p> | <p>企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の深化が重要であるため指標を設定した。</p> | | |
| <p>2 [主要] 資産運用業の高度化に向けた取組みの状況</p> | <p>投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に取り組む</p> | <p>令和2年度</p> | <p>資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であるため指標を設定した。</p> | | |

| | | | |
|--|---|--------------|---|
| <p>3 [主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況</p> | <p>「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応</p> | <p>令和2年度</p> | <p>「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談に適切に対応し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくことが、国際金融機能の確立に向けた観点で重要であることから測定指標として設定した。</p> |
| <p>4 海外プロモーション活動等の取り組み状況</p> | <p>国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う</p> | <p>令和2年度</p> | <p>国際金融機能の確立に向け、海外プロモーション活動等の取組みが重要であるため指標として設定した。</p> |
| <p>5 市場機能強化に向けての施策の推進状況</p> | <p>決済期間短縮化、総合取引所における取引商品の更なる拡大など</p> | <p>令和2年度</p> | <p>市場機能強化のための制度・環境整備の一環として証券決済期間の短縮化に向けた市場参加者による取組みの促進、令和2年度上期の総合取引所の実現に向けた取組みの促進等について、実施することが重要であるため指標を設定した。</p> |
| <p>6 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状況</p> | <p>清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す</p> | <p>令和2年度</p> | <p>信頼性の高い市場インフラの構築及び市場の利便性向上のため必要であることから測定指標として設定した。</p> |
| <p>7 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況</p> | <p>LIBORの代替金利指標については、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組みを促す 同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視する TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組みをフォローアップするTIBORの欧州域内利用に向けて必要な対応を完了させる</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融指標の信頼性・透明性の維持・向上のため必要であることから測定指標として設定した。</p> |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|--|---------------|------------------|-----------------|----------------|--|--|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) コーポレートガバナンスの 更なる推進に係る事業 | 18 (8) | 21 (8) | 16 (9) | 14 | 1 | 投資家側と会社側双方から、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が促されるよう、「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス改革の深化に向けて、必要な施策を議論・検討し、積極的な対外発信を行う。 | 0015 |
| (2) 店頭デリバティブ取引情報 の蓄積・分析システム関連 経費 | 29 (27) | 118 (100) | 32 | 31 | 5 | 平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・運営を行うもの。 | 0013 |
| (3) 英語発信力強化のための 経費 | 50 (28) | 44 (23) | 43 (33) | 39 | 3 | 英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付けるための体制整備、金融関係法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の作成・公表等、英語発信力強化のための取組みを行う。 | 0014 |
| (4) 資産運用業の高度化事業 経費 | - | - | - | 13 | 2 | 資産運用業の高度化に係る当庁の施策・取組の情報発信や、新たに立案する施策・取組に活かすため、各種統計やデータを用いて、運用のパフォーマンスに関する調査研究等を行う。 | 0014 |
| (5) 世界の主要国際金融セン ター等における競争力強 化に係る調査研究事業費 等 | 8 (6) | 8 (7) | 12 (2) | 7 | 3 | 海外の主要な国際金融センターにおける競争力強化のための制度・取組みについて調査研究等を行うもの。 | 0014 |
| (6) 不動産投資市場の持続的 な成長の実現に向けた取 組みのための経費 | - | 0.2 (0.2) | 0.2 (0.2) | 0.2 | 4 | 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け、関係省庁・業界団体等と連携しヘルスケア事業者向けの説明会を実施するもの。 | - |
| 施策の予算額・執行額 | 105 (69) | 191.2 (138.2) | 103.2 (44.2) | 104.2 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・「未来投資戦略2018」(30年6月15日 閣議決定) | | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(横断的施策-1)

| | | | | | |
|---|--|---------------|---|---|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 フィンテック室、総合政策課、リスク分析総括課、国際室 企画市場局 決済・金融サービス仲介法制室、調査室 監督局 総務課、銀行第一課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>IT技術の進展等に伴うデジタル化の加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>急速に発展している情報通信やデータ処理技術等の社会実装が本格的な段階を迎え、金融分野においても、デジタル化を取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、利用者に大きな利便性がもたらされ得る。くわえて、金融機関を含む事業者にとっても新たな収益機会が生まれ、それがさらに利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという好循環が生まれることが期待される。</p> <p>金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により新たな形で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し付加価値を創出するという発想が求められる。また、そうした金融サービスについて、リアルタイムかつ大量のデータの活用などにより、不断に改善点を見出し、継続的に進化させる、といったイノベーション・サイクルの確立が期待される。同時に、こうしたデジタル・イノベーションが社会に浸透・定着し、より発展を遂げていくためには、利用者が新しいサービスを安心かつ安全に利用できることが重要だ。また、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) ・「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く 令和2事務年度 金融行政方針」(令和2年8月31日)等 | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要]FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況</p> | <p>FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応</p> | <p>令和2年度</p> | <p>国内外でのフィンテックの動きを前広に把握するとともに、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジの促進や金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進する観点から、受け付けた相談等について、内容・ニーズに応じた的確に対応していく必要があるため。</p> | | |
| <p>2 FinTech Innovation Hubによる情報収集の実施状況</p> | <p>最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集</p> | <p>令和2年度</p> | <p>フィンテック企業や金融機関等によるイノベーション促進及び利用者利便の向上を図るためには、積極的な個別ヒアリングによりニーズや課題を抽出していくことが必要であるため。</p> | | |
| <p>3 金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組</p> | <p>政令・内閣府令の整備等</p> | <p>令和2年度～</p> | <p>金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図る観点から、金融商品販売法等改正法の施行に向けて取り組むことが重要であるため。</p> | | |

| | | | | |
|----|---|---|-------|---|
| 4 | 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数 | 100社 | 令和2年度 | 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、多数の金融機関が参加することにより、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げが図られると考えられるため。 |
| 5 | 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況 | 金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施 | 令和2年度 | 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、情報セキュリティに関する情報を金融機関に提供することが、金融機関の情報セキュリティ対策の向上に資すると考えられるため。 |
| 6 | 決済システムの高度化・効率化の検討状況 | 具体的な検討の推進 | 令和2年度 | 顧客ニーズに応える金融サービスづくりのため、デジタル・イノベーションを支える環境整備が必要であり、決済システムの高度化・効率化に向けて具体的な検討を推進することが重要であるため。 |
| 7 | クロスボーダー送金の高度化への取組 | クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの策定 | 令和2年度 | G20等で議論されているクロスボーダー送金の高度化に向けた取り組みについて、今後策定されるロードマップに沿って各国における取り組みを進めていくことが重要であるため。 |
| 8 | 金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況 | 検討会の設置、書面・押印・対面の不要化や電子化の促進 | 令和2年度 | デジタル化への障壁となっている従来の書面・押印・対面を前提とした慣行を見直し、手続の不要化や電子化を促進することが重要であるため。 |
| 9 | 銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況 | 銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップ | 令和2年度 | より安全性が高いAPI方式への移行が重要であるため。 |
| 10 | アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組 | 具体的な取組の推進 | 令和2年度 | 学術的成果を金融行政へ活用するため学者等の研究者を特別研究員として委嘱し金融庁職員と協働により調査・研究を行う。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|----------------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--|--|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費 | 65 (39) | 65 (44) | 75 (68) | 76 | 4 | 金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靱性を向上させるための経費 | 0016 |
| (2) 金融デジタルイノベーション関係経費 | - | 67 (67) | 77 (68) | 90 | 1.2 | ITの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応し、フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくための経費 | 0017 |
| (3) アカデミアとの連携強化に必要な経費 | 0 | 0 | 0 | 16 | 10 | 金融庁が持つ金融機関の経営に係る様々な非公開データ(ビッグデータ)を、大学等の研究機関に所属する一線級の研究者と博士号若しくはそれに相当する研究能力を有する当庁職員が連携して分析・研究を行うために必要な経費。 | 新02-0001 |
| 施策の予算額・執行額 | 75 (40) | 144 (114) | 162 (141) | 182 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) | | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(横断的施策-2)

| | | | | | |
|--|--|--------------|--|---|--|
| <p>施策名</p> | <p>業務継続体制の確立と災害への対応</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課、企業開示課 監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)、2年7月豪雨等の自然災害並びに新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に基大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)及び2年7月豪雨等への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という)」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。 また、自然災害被災者債務整理ガイドラインの対象にコロナ禍の影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主を追加し、こうした債務者に対しても生活・事業の再建のための債務整理支援を実施していく。 【根拠】 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(25年6月7日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(26年3月31日) ・国土強靱化年次計画2020(2年6月18日国土強靱化推進本部決定) ・国土強靱化基本計画(30年12月14日閣議決定) ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・令和2事務年度金融行政方針～コロナとの戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(2年8月31日) ・東日本大震災からの復興の基本方針(23年7月29日) ・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ(30年8月2日) ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ(元年11月7日、2年7月30日)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)、2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興や事業の再建に資すること</p> | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み</p> | <p>「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等を継続的に検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。</p> | | |
| <p>2 [主要] 災害等発生時に備えた訓練</p> | <p>金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。</p> | | |

| 3 | [主要] 業界横断の業務継続訓練の実施 | 訓練の実施 | 令和2年度 | 業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、態勢の実行性の向上を図るとともに、各行の対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図るため、指標を設定した。 | | | | |
|---------------------|---|---|----------------|--|-------|------------------------------|---|--------------------------|
| 4 | 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 | 個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 | 令和2年度 | ガイドライン及び機構の積極的な活用により、東日本大震災による被災者(事業者及び個人)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地域の本格的な復興に資することが期待されるため、指標を設定した。 | | | | |
| 5 | 金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 | 金融機能強化法(震災特例)について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表 | 令和2年度 | 将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。 | | | | |
| 6 | 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援 | 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報 | 令和2年度 | 当該ガイドラインの積極的な活用により、自然災害による被災者(事業者及び個人)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地の復興に資することが期待されるため、指標を設定した。 | | | | |
| 7 | 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付 | 各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置 | 令和2年度 | 各種災害等発生時に、フリーダイヤルで被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等のお取引に関する相談に応じることは、被災者等支援の観点から重要であるため、指標を設定した。 | | | | |
| 事務事業に関連する 予算等の項目 | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | | | | |
| (1) | 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費 | 24 (2) | 7 (0.3) | 3 (0.1) | 0.5 | 4 | 東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士等費用(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))の補助。 | 復興特会 0025 |
| (2) | 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費以外) | 8 (7) | 5 (4) | 4 (3) | 0.1 | 4 | 東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報。 | 復興特会 0025 |
| (3) | 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費) | 0.6 (0.3) | 0.2 (0.04) | 0.2 (0.06) | 0.04 | 4 | 東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。 | 復興特会 0025 |
| (4) | 自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費 | 60 (60) | 66 (49) | 31 (26) | 24 | 6 | 自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))の補助。 | 0018 |
| (5) | 自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報に必要な経費 | 13 (9) | 9 (7) | 20 (20) | 6 | 6 | 自然災害の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。 | 0018 |
| (6) | 災害フリーダイヤル経費 | 2 (2) | 0.5 (0.06) | 0.08 (0.3) | 0.1 | 7 | 各種災害等発生時に、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等のお取引に関する相談に応じるための経費。 | — |
| 施策の予算額・執行額 | | 107.6 (80.3) | 87.7 (60.4) | 58.28 (49.46) | 30.74 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令2(横断的施策-3)

| | | | | | |
|---------------------------------|--|--------------|---|--|---------------|
| <p>施策名</p> | <p>その他の横断的施策</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融行政について、横断的に関係する施策の実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。基本政策(政策Ⅰ～Ⅲ)に横断的に関係する施策の実施。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組を実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(30年6月15日閣議決定) ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準(FA TF勧告)(平成24年2月策定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>国際協調、世界共通の課題への対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 国際的に協調した対応</p> | <p>コロナ禍への対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携</p> | <p>令和2年度</p> | <p>国際的な議論への参画・貢献を通じて左記を達成することは、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すると考えられるため。</p> | | |
| <p>2 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献</p> | <p>サステナブル・ファイナンスへの対応、金融機関へのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るモニタリングの強化</p> | <p>令和2年度</p> | <p>左記について我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献することは、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すると考えられるため。</p> | | |

| | | | |
|---|---|--------------|---|
| <p>[主要] 3 国際的な当局間のネットワーク協力の強化</p> | <p>従来の対面に加えたバーチャルなコミュニケーションの活用、日中金融協力やミャンマー等新興国への技術支援の積極的な推進、グローバル金融連携センター（GLOPAC）の進化、内外連携した金融規制・監督実務の不断の向上</p> | <p>令和2年度</p> | <p>海外金融当局との連携や新興国に対する技術協力および、金融規制・監督実務の水準向上は、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すると考えられるため。</p> |
| <p>4 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業</p> | <p>「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>「規制改革実施計画」等に盛り込まれた規制・制度改革事項等について、検討を行い、規制・制度改革を推進する必要があるため。</p> |
| <p>5 ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間</p> | <p>ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る</p> | <p>令和2年度</p> | <p>・金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するためには、法令解釈等を速やかに確認できることが望ましく、当庁としてこれを後押しする観点からも、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応として、正確性のみでなく迅速性にも配慮した取り組みを行っていくことが有益であると考えられるため。</p> |
| <p>6 金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進</p> | <p>テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材育成の推進等</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進に係る達成状況を把握することができるため、目標として選定した。</p> |
| <p>7 金融機関等から受け付ける申請・届出等についてのシステム及び制度面での対応状況</p> | <p>全ての手続きについて対応完了</p> | <p>令和2年度</p> | <p>規制改革実施計画を踏まえ、システム及び制度面での対応を行い、行政手続きにおける書面規制・押印、対面規制の見直しを進めるため。</p> |
| <p>8 金融機関のモニタリングに利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進</p> | <p>次期システムの要件定義書案の策定</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融機関のモニタリングに利用するシステムの再構築に当たって、利用者利便の向上やオンライン化を着実に推進していくため、目標として選定した。</p> |
| <p>9 窓口対応の改善に向けた取組状況</p> | <p>アンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等の実施</p> | <p>令和2年度</p> | <p>許認可等にかかる審査プロセスについては、金融機関の予見可能性を確保しつつ、その効率化を図ることにより、金融機関の負担を軽減していくことが重要であるため、目標として設定した。</p> |
| <p>10 保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況</p> | <p>必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等へ対応</p> | <p>令和2年度</p> | <p>規制改革推進会議での議論も踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくする必要があるため、目標として設定した。</p> |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和元年 行政事業レビュー 事業番号 |
|--|---------------|---------------|--------------------|----------------|-----------------------------------|---|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年 度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| (1) 金融政策推進に必要な経費 ーアジアの金融インフラ整備支援事業(23年度) ーグローバル金融連携センター設置・運営(26年度) | 161 (128) | 131 (97) | 125 (75) | 135 | 3 | ・新興国に対して金融分野の技術協力を行うために必要な金融当局間協議・現地調査等に要する経費。 ・「グローバル金融連携センター」(GLOPAC)の運営(新興国の金融当局職員の受入や研修プログラムの提供)等に要する経費。 | 20 |
| (2) 経済協力に必要な経費 ー新興市場国を対象とした金融行政研修(10年度) ー国際開発金融機関協力経費(14年度) | 131 (128) | 137 (131) | 243 (212) | 166 | 3 | ・新興市場国の金融当局職員を対象とした研修の提供等に要する経費。 ・経済協力開発機構(OECD)・証券監督者国際機構(IOSCO)・保険監督者国際機構(IAIS)が実施する新興国との技術協力に要する経費(拠出金)。 | 19 |
| (3) 気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費(令和2年度) | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | ・気候変動リスクをはじめとする新たな金融リスクに対する観点から、気候変動関財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく開示普及・促進に関する会合を主催するための経費。 | 新02-0002 |
| 施策の予算額・執行額 | 292 (256) | 268 (228) | 368 (287) | 311 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | ・未来投資戦略2018(30年6月15日閣議決定) | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令2(金融庁の行政運営・組織の改革-1)

| | | | |
|---------|---|-------------|---|
| 施策名 | 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化 | 担当部局名 | 総合政策局 総合政策課、総合政策課研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、 総務課広報室、秘書課、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課 |
| 施策の概要 | 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。 | 目標設定の考え方・根拠 | 金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。 【根拠】 ・コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く(令和2事務年度 金融行政方針)(令和2年8月31日) ・当面のガバナンス基本方針(平成30年7月4日) |
| 達成すべき目標 | 金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上 | 政策評価実施予定時期 | 令和3年6月 |

| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--|--|-------|---|
| 1 [主要] 各種有識者会議の積極的活用 | 有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映 | 令和2年度 | 有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されることが重要である。金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的実施することが必要であることから、左記測定指標を選定した。 |
| 2 [主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施 | 内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映 | 令和2年度 | 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価や職員アンケートによる自己評価を毎年実施し、検査・監督などの金融行政の質の向上を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。 |
| 3 [主要] 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数(日本語版ウェブサイト、英語版ウェブサイト) | 当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施 | 令和2年度 | ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、当庁の施策等に係る情報発信の程度を示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。 |
| 4 金融庁Twitter(日本語版アカウント、英語版アカウント)のフォロワー数、ツイート(発信)回数、いいね数、リツイート数 | 当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施 | 令和2年度 | ・金融庁Twitterのフォロワー数、ツイート(発信)回数、いいね数、リツイート数は、当庁の施策等についての関係者への広がり及びその反応を示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。 |
| 5 [主要] 財務局の金融行政担当部局との一体化に向けた取組状況 | 財務局の金融行政担当部局との一体化 | 令和2年度 | ・地域金融機関による金融仲介機能の発揮等に向けて、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進し、金融行政の質の向上を図ることが重要であることから、当該取組状況を測定指標として設定した。 |
| 6 アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備【再掲(横断-1)】 | 具体的な取組みの推進 | 令和2年度 | 学術的成果を金融行政へ活用するため学者等の研究者を特別研究員として委嘱し金融庁職員と協働により調査・研究を行う。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|---|---------------|---------------|--------------------|----------------|-----------------------------------|--|--------------------------|
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年 度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | |
| アカデミアとの連携強化に (1) 必要な経費【再掲(横断- 1)】 | - | - | - | - | 5 | 金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、金融行政上の重要な諸課題について、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を行うために必要な経費。 | 新02-0001 |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(金融庁の行政運営・組織の改革-1)

| | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|--|------------------------|---------------------------------------|---|---------------|-----------------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>検査・監督の見直し</p> | | | | <p>担当部局名</p> | <p>総合政策局 リスク分析総括課</p> | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日) ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(令和2年8月31日) ・「令和2事務年度金融行政方針(別冊)補足資料」(令和2年8月31日)</p> | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。</p> | | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和3年6月</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | | | |
| <p>[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況</p> | <p>「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。</p> | <p>令和2年度</p> | <p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが重要であるため。</p> | | | | | |
| <p>事務事業に関連する予算等の項目</p> | <p>予算額計(執行額)</p> | | | | <p>当初予算額</p> | <p>関連する指標</p> | <p>項目の概要等</p> | <p>令和2年 行政事業レビュー 事業番号</p> |
| <p>—</p> | <p>29年度 (百万円)</p> | <p>30年度 (百万円)</p> | <p>令和元年度 (百万円)</p> | <p>令和2年度 (百万円)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | |
| <p>施策の予算額・執行額</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>特になし</p> | <p>—</p> | |

令和2年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令和2(金融庁の行政運営・組織の改革-3)

| | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------------|--|----------------|-------------|--|--------|--------------------------|
| 施策名 | 金融行政を担う人材育成等 | | | | 担当部局名 | 総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課 | | |
| 施策の概要 | 「金融育成庁」として力を発揮できるよう、人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁自身の改革を進める。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>金融を巡る環境が変化し、国民のニーズも多様化する中、コロナ対策を着実に遂行し、我が国がコロナ後の国際的な成長競争を勝ち抜いていくためには、金融行政の質を高めていく必要がある。このため、多様なバックグラウンドを持つ職員が、担当分野等の行政のあるべき姿を考えつつ、自らの強みを存分に発揮し、難易度の高い最先端の課題も含め、自らの業務にいっきと主体的に取り組むことができるような職場環境、組織文化を構築する。各職員の取組が有機的に結びつき、国益につながる成果を上げられるよう、組織として後押ししていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(令和2年8月31日) ・金融庁の改革について(平成30年7月4日) ・当面の人事基本方針(30年7月4日) | | |
| 達成すべき目標 | コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させる。職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築く。実態把握力や政策的な構想力の水準を高める。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 令和3年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 [主要] 職員による主体的な取組を支える環境整備 | 職員が主体性を発揮できる環境の構築 | 令和2年度 | 組織文化の変革を進める上では、多様なバックグラウンドを持つ職員が自らの業務にいっきと主体的に取り組む必要があり、そのためには、自由闊達に議論し思い切った提案ができる環境整備を組織として進める必要があることから、測定指標として設定した。 | | | | | |
| 2 [主要] マネジメントを意識した施策の実施状況 | マネジメントに対する意識の向上 | 令和2年度 | 上記の環境整備に加え、管理職においては、部下職員が自らの業務にいっきと主体的に取り組むために、マネジメントに対する意識を高める必要があることから、測定指標として設定した。 | | | | | |
| 3 [主要] 専門性向上を目的とした人材育成等の実施状況 | 人材育成の実効性の向上 | 令和2年度 | 組織文化の変革を進める上では、金融行政当局に求められる高い専門性を確保することが必要であり、そのためには、専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成する必要があることから、測定指標として設定した。 | | | | | |
| 4 [主要] 業務の合理化・効率化の実施状況 | コロナ対応を契機とした新しい働き方の確立 | 令和2年度 | 組織文化の変革を進める上では、コロナ対応を契機とした新しい働き方を確立することが必要であり、そのためには、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を定着させ、業務を合理化・効率化させていく必要があることから、測定指標として設定した。 | | | | | |
| 5 [主要] 人事改革の進捗状況の検証 | 人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築 | 令和2年度 | 組織文化の変革を進める上では、人事改革を定着・深化させることが必要であり、そのためには、人事改革の進捗状況について定期的に検証し、更なる改善につなげる必要があることから、測定指標として設定した。 | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 29年度 (百万円) | 30年度 (百万円) | 令和元年度 (百万円) | 令和2年度 (百万円) | | | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | - | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | - | - |